



※当内容は、一般的な情報となります。
具体的なアドバイスは個別にご相談下さい。

— 香港政府 テレワーク導入・IT 化の助成金制度 —

“Distance Business Programme Fund (D-Biz Programme)”

～2020 年 5 月 18 日より申請受付開始～

香港政府は、企業が IT ソリューションを導入することによって、コロナウイルス流行の影響下でも事業とサービスの提供を継続できるようサポートする **D-Biz Programme (遙距营商計劃)** を新型コロナウイルス対抗基金の下で立ち上げ、**受給資格を満たす企業に資金援助【企業あたり最大 300,000 香港ドル】を提供します。**

■新型コロナウイルス対抗基金 「Anti-Epidemic Fund (防疫抗疫基金)」の一環として、IT とオンラインビジネスに関わる設備導入をする企業に対する補助金が交付される Distance Business Programme Fund の申請受付が 5 月 18 日より開始されています。

■申請可能な企業：

a. 有効な商業登記証を有する民間企業（※ただし上場企業、法定組織、政府から資金提供を受ける NGO を除く）で、b. 2020 年 1 月 1 日より前に事業を開始しており、c. 申請したプロジェクトに関連する実質的な事業活動（substantive business operation）を申請時点で行っている必要があります。

青葉公認会計士事務所 香港 Office: (+852)-2850-8990 (Japanese)

WEB: www.aoba.com.hk

Email: hojin@aoba.com.hk



※当内容は、一般的な情報となります。
具体的なアドバイスは個別にご相談下さい。

※ペーパーカンパニー（shell business registration）や香港域外で主な業務を行っている場合は、香港で実質的な事業活動をしていると見なされない。

※1企業につき1つの申請のみ可能。関連企業は同一企業と見なされる（別法人でも同一人物がそれぞれの株式を30%以上保有している法人 ※もし当該企業が法人株主によりに所有されている場合、自然人の最終株主まで遡る）。申請時に、関連会社がD-bizプログラムの下で申込みや資金支援を受けたか否かを示す必要がある。

■申請期間：2020年5月18日午前9時～10月31日午後6時

最短10営業日前後で申請承認の可否結果が通知される

※しかしITB（Innovation and Technology bureau）の6月3日時点の発表によると、申込み開始時から6月1日までに既に8,665件の補助金申込みがあり、いずれの申請についても承認可否結果がまだ発表されていない。つまり、当初予定されていた「承認結果通知まで10営業日前後」以上の期間がかかる可能性があります。

■補助金対象となるテレワーク・ITソリューション設備投資のカテゴリー：

各カテゴリーにつき最大HKD10万まで

（最大3カテゴリーまで、合計HKD30万）の補助金を受給できます。

★以下12個のカテゴリーのいずれかに該当するものとなります。

1. オンラインビジネス 例) ウェブポータルやモバイルアプリ、オンラインチャネルの設置
2. オンライン受注と配送や、スマートセルフサービスシステム 例) Smart Locker や Smart Kiosk の使用
3. オンラインカスタマーサービスと契約

青葉公認会計士事務所 香港 Office: (+852)-2850-8990 (Japanese)

WEB: www.aoba.com.hk

Email: hojin@aoba.com.hk



※当内容は、一般的な情報となります。
具体的なアドバイスは個別にご相談下さい。

4. **デジタル カスタマー エクスペリエンスの強化** 例) chat bot による 24 時間カスタマーサービス対応や、AR (拡張現実)、VR (仮想現実) による製品やサービスの向上
5. **デジタル決済/モバイル POS**
6. **オンライン/クラウドベースの財務管理システム**
7. **オンライン/クラウドベースの人事管理システム**
8. **リモート書類管理、クラウドストレージ、リモートアクセスサービス** 例) 紙書類の電子フォーマットへのデジタル化とクラウドストレージへの保管
9. **バーチャル会議および会議ツール**
10. **バーチャルチーム管理とコミュニケーション** 例) インスタントメッセージやビデオコール、グループ内での書類の編集・承認、進捗モニタリング等の共有
11. **サイバーセキュリティー ソリューション** 例) サイバー攻撃に対応する為のソフトウェア、ハードウェア導入によるセキュリティー向上
12. **その他のオンライン/特注 (カスタムビルド)/クラウドベースの ビジネスサポートシステム**

※各カテゴリー詳細は政府ガイダンス [Guidance Notes for Funding Application p.21 Annex A] をご参照

■IT サービスプロバイダーのレファレンスリスト:

青葉公認会計士事務所 香港 Office: (+852)-2850-8990 (Japanese)

WEB: www.aoba.com.hk

Email: hojin@aoba.com.hk



※当内容は、一般的な情報となります。
具体的なアドバイスは個別にご相談下さい。

IT サービスプロバイダーの技術能力も考慮されます。各サービスプロバイダーは、D-biz プログラムの「IT サービスプロバイダーガイド」に基づき、関連する IT プラン の範囲での技術力及び経験が考慮される。

※申請企業がレファレンスリスト掲載のサービスプロバイダーを選択しない場合でも、補助金申請の承認結果には影響しない。

※6月11日時点で2439社がリストに掲載。これらはすべて香港に登録された企業である

IT サービスプロバイダー・レファレンスリスト: <https://www.hkpc.org/en/dbp-providers-list>

※申請者は商品やサービス（プロジェクトの監査を含む）の調達オープンで公正かつ競争力のある方法で行われ、合理的に認められたサービスプロバイダーを任命する必要がある。

プロジェクトに関する設備やその他商品、サービス全ての調達について、**申請者は最低2つのサービスプロバイダからの書面による見積りを取る必要があります**、契約書には必ず費用の内訳、プロジェクトの期間や業務範囲と成果が掲載される必要がある。

調達契約は、申請者が正当な理由を提供し、政府と事務局が同意しない限り、見積りの要件を満たした上、一番低い見積価格を提出したサービスプロバイダーであるべきである。

※もしも承認される補助金額が HKD30,000 を超える場合、プロジェクト終了後2ヶ月以内に、独立監査人からプロジェクト期間全体をカバーする監査済みの収支報告書を事務局へ提出する必要があります。

その監査費用はプロジェクトにかかる費用の一部に含むことができ、最大 HKD3,000 までを費用として返済請求することが可能です。監査費用をプロジェクト費用に含むことを希望する場

青葉公認会計士事務所 香港 Office: (+852)-2850-8990 (Japanese)

WEB: www.aoba.com.hk

Email: hojin@aoba.com.hk



※当内容は、一般的な情報となります。
具体的なアドバイスは個別にご相談下さい。

合、申請時に監査費用の見積書のコピーを添える必要があります（※申請時に監査費用を含まない場合は返済されない）

■申請方法：

D-biz プログラム事務局専用サイトにて必要書類の提出と共に申請する。

申請ページ: <https://www.hkpc.org/en/dbp-fund-app>

申請方法のデモビデオ: <https://www.youtube.com/watch?v=Uet0gAkIjdg>

■申請に必要な書類：

- 1) 申請者の商業登記証コピー
- 2) 申請者が申請時、香港で実質的に業務運営していることを証明できる資料のコピー（※業務は申請するプロジェクトに関係する必要
例）直近3ヶ月以内に発行されたインボイスやレシート、契約書等
- 3) 従業員の情報を示す資料のコピー 例）支払給与明細の記録
- 4) 銀行取引明細書 ※銀行口座所有者の名前と口座番号が掲載されていること
- 5) 入札者により署名された“Probity and Non-Collusive Quotation / Tendering Certificate(s)” のコピー ※ガイダンス内 Annex B のサンプルを参照
- 6) 入札者の連絡先詳細が掲載された見積書のコピー
- 7) 申請する企業/機構に、その30%以上の株式を保有する個人がいる場合：その個人の有効な HKID 又はパスポートのコピー

青葉公認会計士事務所 香港 Office: (+852)-2850-8990 (Japanese)

WEB: www.aoba.com.hk

Email: hojin@aoba.com.hk



※当内容は、一般的な情報となります。
具体的なアドバイスは個別にご相談下さい。

- 8) 申請する企業/機構の株主が法人の場合：直近の会社登記所の年次報告書(フォーム NAR1)のコピー又は、申請する企業/機構の自然人の最終株主が表示される関連資料
- 9) もし申請する助成金額が HK\$30,000 を超える場合：独立監査人によるプロジェクトの監査が必要です。もし申請者が監査費用をプロジェクト費用でカバーすることを希望する場合、監査費用の見積書のコピーと、署名された“Probity and Non-Collusive Quotation / Tendering Certificate(s)”のコピー ※申請時に含まれていない外部監査費用は払い戻されない

■ 詳細参照リンク

下記リンク、政府のガイダンスをご参照下さい。

プログラム紹介ページ:

<https://www.hkpc.org/en/distance-business-programme>

D-Biz プログラム補助金申請のガイダンス ページ:

https://www.hkpc.org/sites/default/files/2020-05/D-Biz_GN_E.pdf

以上

青葉公認会計士事務所 香港 Office: (+852)-2850-8990 (Japanese)

WEB: www.aoba.com.hk

Email: hojin@aoba.com.hk